

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から58年12月まで
② 昭和59年4月から同年9月まで

昭和54年ごろ、A市役所から呼出しがあり、妻が近くの会館に出向いて、国民年金の加入手続を行った。その時、未納分の納付書を受け取り、同市役所か近くの銀行でまとめて納付した。その後は、妻が、夫婦の保険料を一緒に納付書で納付しており、55年8月にB院を開業してからは、口座振替で納付している。特に開院後は、収入が勤めている時より大幅にアップし、払えないことはあり得ない。申立期間が、未加入、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年1月ごろに払い出されており、払い出された時点において、当該期間の大部分は時効により納付できない期間であるほか、申立期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の保険料納付を行っていたその妻は、昭和54年に国民年金に加入した後は一緒に納付していたと述べているが、申立人のオンライン記録及びA市の被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の61年4月3日に昭和60年度分がまとめて納付されており、申立期間①直後の59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が61年4月30日に、申立期間②直後の59年10月から60年3月までの国民年金保険料が61年12月11日に過年度納付された記録が認められることから、その妻の主張には、不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、そのほかに関係人の証言も得られないことから、申立期間①の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

一方、申立期間②については、上述のとおり、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和61年4月3日に昭和60年度分がまとめて納付されており、59年1月から同年3月までを61年4月30日に、59年10月から60年3月までを61年12月11日に過年度納付されていることから、申立人の国民年金保険料の納付が始まった同年4月以降、申立期間②の国民年金保険料についても時効完成前に過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年7月から同年9月まで

昭和57年3月に学校を退職した後、しばらく手続をしていなかった。子供の進学が一段落した時に、A市役所に出向き、いろいろと相談をしたところ、さかのぼって納付できる話を聞いたため、納付書を受け取り、何回かに分けて、同市役所の窓口かB銀行の出張所で納付した。加入が遅れた分、払えない期間があることは承知しているが、さかのぼって納付した途中の3か月が抜けていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である。

また、申立人は、子供の進学が一段落したころに国民年金の加入手続を行い、さかのぼって納付できる分を何回かに分けて納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の周辺被保険者の状況から、昭和61年5月ごろに払い出されていることが確認できる上、申立人の60年4月から61年5月までの保険料が同年4月11日に現年度納付されていることから、申立人の国民年金加入手続はこのころに行われたと推認できる。

さらに、オンライン記録によると、昭和59年4月から同年6月までの期間及び同年10月から60年3月までの期間がそれぞれ時効成立前に納付されており、申立人は、国民年金加入手続後、未納を積極的に解消しようとした姿勢が見受けられるほか、申立期間前後の保険料が納付済みであることから申立期間の保険料のみ未納とすることは考え難く、申立期間の保険料も同様に過年度納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は、A市役所の窓口か同市庁舎内のB銀行で納付したと述べており、申立期間当時、同市庁舎内にB銀行の窓口が存在し、保険料の納付が可能であったことが確認できたことから、申立人の説明は信憑性^{びよう}がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月

申立期間は国民年金資格喪失届が出ているとのことだが、そのような届けを出した覚えは無く、保険料の領収書も所持しているので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書によると、申立期間の保険料は昭和52年7月30日に納付されているが、特殊台帳には、同年9月26日に資格喪失されたため、同年10月に申立期間の保険料が還付された記録が残っている。

しかし、申立人は、厚生年金保険に昭和52年10月1日に加入しており、国民年金保険料が還付されている申立期間については、国民年金の強制加入期間に相当し、保険料を還付する理由は見当たらないことから、国民年金の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、平成15年10月及び同年11月は17万円、同年12月は15万円、16年1月は17万円、同年2月及び同年3月は15万円、同年4月から同年8月までは17万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間③のうち、平成17年9月1日から19年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、17年9月は15万円、同年10月から18年2月までは17万円、同年3月は15万円、同年4月は17万円、同年5月は16万円、同年6月から同年8月までは17万円、同年9月は16万円、同年10月は13万4,000円、同年11月及び同年12月は17万円、19年1月は16万円、同年2月は17万円、同年3月は15万円、同年4月は17万円、同年5月及び同年6月は15万円、同年8月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び③のうち、平成17年9月から19年6月まで及び同年8月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年10月から16年8月まで
② 平成16年9月から17年8月まで
③ 平成17年9月から19年8月まで

A社に勤務し、平成9年1月から社会保険に加入した。ねんきん定期便によると15年10月から標準報酬月額が大幅に下げられている。私が所持する賃金台帳、給与明細書（一部）で確認したところ、事業所の届出額は明らかに誤っているので、申立期間の標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等

に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これらに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る事業主作成のA社における賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成15年10月及び同年11月は17万円、同年12月は15万円、16年1月は17万円、同年2月及び同年3月は15万円、同年4月から同年8月までは17万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、オンライン記録において、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する17万円と記録されていたところ、平成16年11月5日付けで、さかのぼって10万4,000円に減額訂正が行われており、申立人と同様に、ほかに一人の標準報酬月額も訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「保険料の支払が相当遅れて滞納額が多くなり、社会保険事務所へ相談に行ったところ、保険料を減額してもらった。」と証言している。

さらに、申立人から提出された当該期間に係る事業主作成のA社における賃金台帳から、当該遡^{そきゅう}及訂正処理が実態に即していないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成16年11月5日付けで行われた当該遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由が無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、17万円に訂正する^{そきゅう}ことが必要である。

なお、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成17年9月1日）で10万4,000円と記録されているところ、当該処理については遡^{そきゅう}及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 3 申立期間③のうち、平成17年9月から19年6月まで及び同年8月について、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これらに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る事業主作成のA社における賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成17年9月は15

万円、同年10月から18年2月までは17万円、同年3月は15万円、同年4月は17万円、同年5月は16万円、同年6月から同年8月までは17万円、同年9月は16万円、同年10月は13万4,000円、同年11月及び同年12月は17万円、19年1月は16万円、同年2月は17万円、同年3月は15万円、同年4月は17万円、同年5月及び同年6月は15万円、同年8月は17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び③のうち平成17年9月から19年6月まで及び同年8月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無いため不明としているが、オンラインに記録されている標準報酬月額が、賃金台帳等から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成19年7月については、上記の賃金台帳により、報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できることから、当該期間の厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を申立期間①は31万円、申立期間②は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月15日
② 平成17年4月15日

ねんきん定期便を確認したところ、A事務所（現在は、B社）で支給されていた申立期間の賞与の記録が無い。申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事務所における所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は31万円、申立期間②は25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年6月1日から平成2年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年6月5日から平成2年4月1日まで

A社B支社に昭和62年6月5日から平成2年3月31日まで勤務し、同年4月1日から同社C支社に異動になったが、同社B支社勤務時における厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社B支社に勤務していたことが確認できる。

また、他の支社で勤務することなく、入社当初からA社B支社に所属している雇用形態及び業務内容が同じ複数の同僚は、入社日から約1年後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間に、A社B支社に勤務していた雇用形態及び業務内容が同じ同僚のうち、厚生年金保険の記録が確認できない一人については、複数の同僚は、「この同僚の勤務期間は1年程度であったためだと思う。」と証言しており、これらのことから、同社同支社においては、入社して1年経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年6月1日から平成2年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢で雇用形態及び

業務内容が同じ同僚のA社における昭和63年6月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないので不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年6月から平成2年3月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和62年6月5日から63年6月1日までの期間については、上記のとおり、申立人と同様に、入社当初からA社B支社に所属している雇用形態及び業務内容が同じ複数の同僚は、入社日から約1年後に厚生年金保険の資格を取得している。

また、上記同僚からは、厚生年金保険の資格取得前に保険料が控除されていた旨の供述は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成8年6月1日から9年1月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間について、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から9年3月31日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社の平成6年10月から9年2月までの標準報酬月額が、8万円又は9万2,000円となっているが、私の同社における給与明細書では、6年は22万円、8年は27万5,000円が支払われているので、標準報酬月額の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の平成6年10月から7年9月までの標準報酬月額は、22万円と記録されていたが、同年12月27日付けで、6年10月1日にさかのぼって8万円に引き下げられ、同日付けで7年10月1日の定時決定は、9万2,000円と処理されている。その後、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した9年3月31日の後の同年4月14日付けで、8年10月1日の定時決定を9万2,000円と記録しており、申立人以外のA社における7人の従業員についても同様の処理が行われている。

また、申立人が所持するA社の平成8年6月から同年12月までの給与明細書から、当該処理による標準報酬月額に基づく保険料を超える保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社の同僚は、「当時、当社では給与の遅配があった。」、「当社は、社会保険料を当然滞納していたと思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月27日及び9年4月14日付

けで行われた処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である 22 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 8 年 6 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、申立人が所持する A 社における当該期間の給与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は所在不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果、平成16年1月から同年8月までは30万円、同年9月から17年8月までは38万円、同年9月から同年11月までは41万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を16年1月から同年9月までは30万円、同年10月は34万円、同年11月から17年8月までは36万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの間の金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているので、その期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年4月に9万8,000円から、16年1月から同年8月までは30万円、同年9月から17年8月までは38万円、同年9月から同年11月までは41万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

また、A社が保管する賃金台帳から、申立人の申立期間における報酬月額及

び保険料控除額は、当該訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を超える保険料控除がされていることが確認できる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成16年1月から同年9月までは30万円、同年10月は34万円、同年11月から17年8月までは36万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は41万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果 38 万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 9 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月から 17 年 11 月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成 16 年 1 月から 17 年 11 月までの間の金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、その期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 9 万 8,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 4 月に 9 万 8,000 円から 38 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（38 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9 万 8,000 円）となっている。

しかしながら、A 社が保管する賃金台帳により、申立人が主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めている

ことから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後に、B社と合併）における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和30年3月7日にC社（現在は、B社）に入社し、平成7年6月4日まで転勤はあったが継続して勤務した。昭和48年4月21日から51年10月31日まで同社の子会社であるA社で勤務したが、同社の資格喪失日が同年10月31日となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録簿及び社内履歴並びに同社の回答から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和51年11月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（4万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

平成17年12月20日にA社から支払われた賞与に係る賞与支払届出書における賞与額を事業主が誤って届出していたことが判明したので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成17年12月分賞与計算書における申立人の保険料控除額から、38万円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について42万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を42万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（4万5,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

平成17年12月20日にA社から支払われた賞与に係る賞与支払届出書における賞与額を事業主が誤って届出していたことが判明したので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成17年12月分賞与計算書における申立人の保険料控除額から、42万7,000円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について33万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を33万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（3万5,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

平成17年12月20日にA社から支払われた賞与に係る賞与支払届出書における賞与額を事業主が誤って届出していたことが判明したので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成17年12月分賞与計算書における申立人の保険料控除額から、33万2,000円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について9万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

平成17年12月20日にA社から支払われた賞与に係る賞与支払届出書における賞与額を事業主が誤って届出していたことが判明したので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成17年12月分賞与計算書における申立人の保険料控除額から、9万5,000円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間について19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

平成17年12月20日にA社から支払われた賞与に係る賞与支払届出書における賞与額を事業主が誤って届出していたことが判明したので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成17年12月分賞与計算書における申立人の保険料控除額から、19万円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について14万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（1万5,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

平成17年12月20日にA社から支払われた賞与に係る賞与支払届出書における賞与額を事業主が誤って届出していたことが判明したので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成17年12月分賞与計算書における申立人の保険料控除額から、14万2,000円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について28万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

平成17年12月20日にA社から支払われた賞与に係る賞与支払届出書における賞与額を事業主が誤って届出していたことが判明したので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成17年12月分賞与計算書における申立人の保険料控除額から、28万5,000円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について23万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2万5,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

平成17年12月20日にA社から支払われた賞与に係る賞与支払届出書における賞与額を事業主が誤って届出していたことが判明したので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成17年12月分賞与計算書における申立人の保険料控除額から、23万7,000円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間について24万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を24万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2万6,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

平成17年12月20日にA社から支払われた賞与に係る賞与支払届出書における賞与額を事業主が誤って届出していたことが判明したので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成17年12月分賞与計算書における申立人の保険料控除額から、24万6,000円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間について25万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（2万7,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

平成17年12月20日にA社から支払われた賞与に係る賞与支払届出書における賞与額を事業主が誤って届出していたことが判明したので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成17年12月分賞与計算書における申立人の保険料控除額から、25万6,000円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について28万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月20日

平成17年12月20日にA社から支払われた賞与に係る賞与支払届出書における賞与額を事業主が誤って届出していたことが判明したので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された平成17年12月分賞与計算書における申立人の保険料控除額から、28万5,000円とすることが必要と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの期間及び同年10月から62年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで
② 昭和44年10月から62年2月まで

姉夫婦と同居した昭和41年ごろ、姉が加入手続をして、姉夫婦の国民年金保険料と一緒に納付してしてくれたと思う。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、その姉は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、その姉が姉夫婦の保険料と一緒に定期的に納付してくれたと述べているが、申立人の義兄は、A市B区C町に転居（昭和48年1月）後、申立人の姉から、「この時期に国民年金保険料を支払わなければいけないが、金額が大きいのでどうしたらいいか。」と相談を受けたことを記憶しており、オンライン記録により、申立人の姉夫婦は第2回特例納付を利用し一括納付されていることが確認でき、その夫婦の国民年金保険料納付月数から、その夫婦は共に年金受給権を取得できる最低の25年を満たすためにさかのぼって納付したものと考えられ、申立人の供述と異なる。

さらに、申立人の姉夫婦が特例納付を行った時点で、申立人は30歳であることから、それ以降国民年金保険料を納付すれば、年金受給権を取得できる最低の25年は十分満たすほか、申立人とその姉夫婦は住所が異なることから、申立人の姉夫婦が特例納付を行った際に、申立人の国民年金保険料を納付したとは考え難い上、それ以降についても申立人の姉が定期的に申立人の国民年金保険料を納付したとは推認できず、申立人の国民年金保険料を納付していた事実をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から51年12月まで

私と姉は当初、年金に加入していなかったが、店の税務を見てもらっていた税理士に勧められ、昭和50年の11月か12月ごろに、その税理士に国民年金の加入手続及び20歳からの未納分の国民年金保険料の納付をしてももらった。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その姉と連番で昭和53年6月ごろに払い出されており、申立人及びその姉共に申立期間直後の52年1月から53年3月までの保険料が過年度納付されていることから、申立人とその姉の国民年金加入手続は、そのころに行われたと推認でき、その時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない上、特例納付が可能な期間でもない。

また、申立人とその姉の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする税理士は既に亡くなっており、証言を得ることはできないほか、申立人の姉も税理士が納付したはずと述べているが、申立期間は申立人と同様に未納期間であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から44年1月まで

当時は理容院に住み込みで働いており、わずかな給料の中から毎月天引きされて、店主が私の国民年金保険料を納めていた。20歳になれば国民の義務として何の疑いもなく国民年金に加入したはずであり、途中から納めるということはあり得ないので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当時勤務していた理容院の店主夫婦も既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月に払い出されており、同年2月16日が資格取得日となっていることから、申立期間は未加入期間であり、A市による保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の勤務先の店主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当時の同僚の証言も得られない上、勤務先の店主夫婦は、申立期間当時、国民年金に未加入であったことから、その店主が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から10年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から10年12月まで
平成5年7月に会社を退職後、時期は分からないが、母親が国民年金の加入手続をして、保険料を納付してくれたはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は平成13年2月6日に交付された年金手帳を所持している上、申立期間直後の11年1月から13年3月までの国民年金保険料が同年2月及び3月にさかのぼって納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、そのころに行われたと推認でき、その時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から9年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から9年12月まで
20歳になった時から父親が保険料を納付したはずである。平成3年4月からは厚生年金保険に加入したが、引き続き父親の口座から保険料を納付していたはずだ。国民年金の喪失手続をしたのは、父親が死亡した2～3年後の9年ごろであり、それまでは国民年金保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が平成9年ごろ、申立人の国民年金の資格喪失手続を行ったと供述しているところ、オンライン記録により、資格喪失手続は4年4月ごろに行っていることが確認できる上、同年6月25日に申立人の旧姓名義の預金口座に3年4月から4年3月までの保険料が還付されていることが明確に記載されており、これらの記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親は、申立人の父親が亡くなった以降も引き続き、申立人の父親名義の預金口座から口座振替により申立人の保険料を納付していたと供述しているが、上述の国民年金の資格喪失手続後に市役所から申立人に対して保険料の請求が行われたこと、及び申立人の父親が亡くなった以降も、その預金口座から2～3年にわたり申立人の保険料が口座振替され続けていたことは考え難く、申立内容が不自然である上、申立人が平成4年4月に厚生年金保険に加入した以降の期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその母親から聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から60年8月まで

昭和49年5月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、毎月、郵便局で納付していた。その後生活が大変となり、51年ごろA区役所に納付を休む旨の申出をした。53年4月から夫が大学勤務となり、生活にゆとりができたため、同年7月ごろ、B区役所で納付状況を確認し、2年分の納付書を送ってもらい、郵便局で納付した。その後は、60歳まで納付を続けた。申立期間が未加入、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の周辺被保険者の状況から、昭和60年9月ごろに払い出され、同年同月に任意加入者として資格取得されていることが確認できることから、申立人の加入手続はこのころに行われたものと考えられ、申立期間の大部分は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であり、申立人に対して保険料の徴収は無かったものと考えられる。

また、申立人は申立期間当時の住居であるC区、A区及びB区での国民年金の加入手続及び住所変更^{あいまい}手続等の記憶が曖昧であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は約11年と長期間である上、申立期間の大部分について、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は国民年金に任意加入となり、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって加入すること、及び国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、国民年金保険料納付状況について関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年11月までの期間及び12年10月から14年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から同年11月まで
② 平成12年10月から14年2月まで

時期はよく覚えていないが、A区B町に住んでいたころ、未納分を社会保険事務所(当時)に照会し、コンビニエンスストアで全額一括納付した。領収書は保管期間が経過したので、破棄してしまった。確定申告もしていたため、記録が残っていると思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区B町に住んでいたころに、申立期間の保険料を一括納付したと述べているが、申立人の住所歴を確認したところ、同区に住所を移した時期は、平成16年5月であることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により納付することはできない期間である。

また、申立人は、確定申告を行っていたと述べており、平成14年分からの確定申告書を確認したところ、16年分において、社会保険料控除として国民年金保険料が申告されていたが、申立期間の保険料額とは一致しておらず、オンライン記録によると、17年2月7日に16年7月から同年11月までの国民年金保険料がまとめて納付されていることが確認できる上、当該期間の保険料額と確定申告書に記載されている社会保険料控除額(国民年金)が一致していることから、申立人が、社会保険事務所に照会し、まとめて納付したのは、当該保険料と考えても不自然ではない。

さらに、申立人の国民年金保険料納付状況について関係人の証言も得られないことなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年2月まで
昭和47年10月ごろ、区役所で加入手続を行い、毎月保険料を納付した。当時は学生だったが、保険料は生活費に含めて毎月両親から送金してもらっていたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料の納付方法や納付金額についての記憶が曖昧であるなど、申立期間について納付をうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は毎月区役所へ出向き、納付書で納付したと主張しているが、その当時、A区役所は3か月ごとの納付であったことから、申立内容と異なる。

さらに、国民年金の加入を勧め、保険料を含めた生活費を送金したとする申立人の両親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年6月ごろ払い出されている上、51年12月26日が資格取得日とされており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から49年12月まで

A市役所で母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。結婚するまでは母親が、結婚してからは妻が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。昭和47年8月1日付けの国民年金手帳の預り証もある。未加入となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は109月と長期間である上、申立人の母親及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無いほか、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、その母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、婚姻前の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年1月ごろ払い出されており、申立人の所持する年金手帳及び被保険者名簿においても同年同月5日が資格取得日となっている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこのころ行われたものと考えられ、申立期間は未加入期間であり、この当時、A市から申立人に対して、国民年金手帳の交付及び国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、A市では、市民の便宜を図るため、国民年金手帳を預かる制度が存在していたことを確認できたが、申立人が所持する国民年金手帳預り証には、年金手帳記号番号、住所及び被保険者氏名が記載されていないことから、申立人の国民年金手帳預り証とは特定できず、申立人の母親及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 15 年 7 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）で支給された当時の給与は、100 万円であるが、厚生年金保険の標準報酬月額は、50 万円で記録されている。実際の給与額と相違しているため訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された所得税源泉徴収簿から、申立期間のうち、平成 12 年 4 月から同年 7 月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額と保険料控除額に見合う標準報酬月額は一致しているが、同年 8 月から 15 年 6 月までの期間については、オンライン記録では、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社の商業登記簿謄本及びオンライン記録から確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額について、社会保険事務所（当時）の記録がさかのぼって訂正された形跡は見当たらない上、申立人は、申立期間当時、自ら社会保険の手続きを行い、報酬月額変更届及び報酬月額算定基礎届に事業主として署名又は記名、押印した記憶があると供述している。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行しないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行しないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることができない。

岐阜厚生年金 事案 842

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年8月まで
昭和18年4月にA科を卒業して、B地にあったC社D工場に入社した。その後、20年*月にE軍が侵攻してきたため同社同工場が閉鎖されるまで勤務し、21年9月に引き揚げてきた。同僚が同社での勤務期間の厚生年金を受給していると聞いたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、C社の資産継承会社であるF社が発行した「G」誌に、申立人の直属上司の名前が載っていること、及びC社が閉鎖になった時期が申立人の陳述している時期と一致していることから、申立人は、同社D工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、戦前戦中における労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用範囲は「内地」に限って適用されていたため、B地に所在したC社D工場は適用範囲外である。

また、直属上司及び上記の同僚並びに「G」誌に記載されている引揚者についても、引揚げ前のC社に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 16 日から 62 年 10 月 15 日まで
昭和 61 年 10 月 16 日に兄の紹介で、A社に入社した。同社はB県C区に在り、粗糖、大豆等の商品先物の投機を客に勧める仕事だった。兄は先に辞めたが、私は1年間勤務した。社会保険料は給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び当時の事業主並びに当時同社で勤務していた実兄の供述から認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険適用事業所となった記録は無い。

また、事業主は、「自分は外国人で、会社に出資はしたが、日常業務は日本人の責任者が担当していた。当時の社会保険の取扱いについて詳細は分からない。」と供述をしており、上記の日本人責任者は、連絡先が不明であることから、申立期間のA社における社会保険の取扱いについて供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、当時の同僚の姓しか覚えておらず、連絡先は不明であることから、これらの者からは、申立人の申立期間における保険料控除について供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から26年12月30日まで
年金や脱退手当金があるなど知らなかった。結婚退職の1か月後の昭和27年1月*日に結婚式を挙げ、農家だったので朝早くから夕方遅くまで働いていた。冬は男性は炭焼き、女性は家で炭を入れる俵作りで、暇も無く一生懸命働き続けており、家族全員働き者で生活は楽だった。そして、10年後の36年4月、国民年金の掛金をすることになり、その時、将来年金がもらえることを知った。退職した時など年金や脱退手当金について考えたことなど無かったので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和52年1月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から同年11月5日まで
当時、住み込みで働いていたA市に在ったB社をけがのため昭和31年1月31日に退社し、C市に転居した。同年8月ごろけがが治ったので、知人の紹介で、同市に在った同社D支店E営業所に入社し、同年11月20日まで勤務した。その後、同年12月1日からは別会社に勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び当時の申立人の記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が、B社D支店E営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社D支店E営業所の複数の同僚は、「入社と同時に厚生年金保険に加入できなかった。」と証言をしている。

さらに、B社D支店を承継しているF社G支店は、「当時の資料は無く、社会保険に関する取扱いについては一切不明である。」と回答をしていることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 1 日から平成 5 年 5 月 1 日まで
昭和 60 年 6 月 1 日から平成 5 年 12 月 30 日まで A 市の B 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、同年 5 月 1 日からになっている。申立期間中は、健康保険証もあり、病院にもかかった記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、B社は、平成5年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人は、入社当時は3名の事業所であったと供述していることから、B社は、平成4年4月1日に法人化されるまでは、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

さらに、平成4年に入社し、B社で社会保険事務を担当した同僚は、「会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、法人化された後であり、申立人が厚生年金保険に加入したのは、更に1年後であった可能性がある。」と供述している。

加えて、上記同僚は、「厚生年金保険に加入させていないのに、保険料だけを申立人の給与から控除していたということはあり得ない。」と供述している。

また、申立人は、昭和60年4月10日から平成5年5月1日まで、A市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、B社は、既に廃業しており、事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月 16 日から同年 10 月 21 日まで
② 昭和 59 年 9 月 21 日から 60 年 3 月 11 日まで

昭和 45 年 8 月 21 日から 60 年 11 月 21 日まで A 社系列の会社に勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が、厚生年金保険被保険者とされていないのはおかしいので、私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間において B 社の関連会社で勤務していたと述べている。

しかしながら、当時の人事、経理部長は、「当時は 55 歳から 60 歳定年への移行期のため、58 歳が定年退職年齢であり雇用延長制度は無かった。」と供述している。

また、雇用保険の記録によると、申立人の B 社における離職日は、58 歳の誕生日である昭和 57 年 * 月 * 日であり、その後の同社での申立人の雇用保険と C 健康保険組合の資格取得日は、同年 10 月 21 日で同日となっており、これらはオンライン記録とも一致している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間において B 社で勤務したと述べている。

しかしながら、申立人は、当該期間に B 社から離職票を受け取り、職業安定所で求職の手続をしたと供述している。

また、雇用保険の記録によると、申立人の B 社における離職日は、昭和 59 年 9 月 20 日となっており、申立人は、当該期間において求職者給付金を受給していることが確認できる。

さらに、その後の B 社での申立人の雇用保険と C 健康保険組合の資格取得日は、昭和 60 年 3 月 11 日で同日となっており、これらはオンライン記録とも一致している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 864

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 20 日から同年 10 月 1 日まで
A社に昭和 48 年 9 月 30 日まで勤めていたのに、同年 9 月 20 日が資格喪失日となっていることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の当時の職場の店長から提出された在職証明書により、申立人は、昭和 48 年 9 月 30 日まで勤務していたことが推認できる。

しかしながら、在職証明書を提出した当時の店長は、「申立人は昭和 48 年 9 月 30 日まで勤務していたが、給与締日である同年 9 月 20 日から同月 30 日までは、社員ではなくアルバイトとして働いてもらったと思う。」と証言している。

また、A社は平成 12 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人に係る雇用保険の記録が確認できない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A社を平成 2 年 3 月 31 日付けで退職したが、厚生年金保険の記録は、退職日が資格喪失日になっている。同年 3 月分の給料からは厚生年金保険料も控除されており、資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員名簿から、申立人は、平成 2 年 3 月 31 日付けで「願いにより解雇する。」との記載が確認できる。

また、A社から提出された平成 2 年 4 月 1 日実施の就業規則の改正についての決裁書によれば、同規則改正以前は、「退職日の当日は除籍とする。」「退職日当日は賃金を支給しない。」と記載されており、同社は、「平成 2 年 3 月 31 日までは、改正前就業規則が適用されることから、退職日当日は除籍日であり、退職日が社会保険の資格喪失日となるため、同年 3 月の保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、申立人から提出されたA社における平成 2 年 3 月分の給料支給明細書からは、1 か月分の厚生年金保険料の控除が確認できるものの、同社は、保険料は翌月控除であると回答していることから、当該保険料は同年 2 月の保険料であることがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。